

## 指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名: 中里建設株式会社  
法人番号: 6060001020812  
住所: 栃木県佐野市栃本町1051番地
- 指名停止措置期間: 令和4年3月7日から令和4年3月20日まで(2週間)
- 指名停止措置の範囲: 本院及び関東地方測量部管内
- 事実概要:

中里建設株式会社は、令和2年8月26日、栃木県佐野市発注の災害廃棄物仮置き場の復旧工事において、作業員が高さ約4.3mの路肩でトラクター・ショベルを用いた土砂運搬作業に従事していたところ、路肩から1m下に建設機械ごと転落し、作業員が死亡する工事関係者事故を発生させた。

この件について、同社及び同社従業員は、令和3年7月8日、労働安全衛生法違反により足利簡易裁判所から、それぞれ罰金20万円に処する旨の略式命令を受け、その刑が確定した。

### 5. 指名停止措置理由:

役務の有資格登録業者である中里建設株式会社及び同社の現場代理人の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当するものである。

### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第1>

措置要件	期間
1~7 略	略
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2ヵ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番  
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 小島 正和 電話 029-864-4385 (直通)  
総務部契約管理官 大橋 秀己 電話 029-864-6870 (直通)